

「第2種無災害記録証」を授与しました

所定の無災害記録時間を達成したとして、岩国市長野の「PACRAFT株式会社 岩国工場」に対し、厚生労働省労働基準局長から第2種無災害記録証が授与されました。（岩国労働基準監督署長にて代理授与）

厚生労働省では、無災害記録証授与内規に基づき、業種ごとに定められた無災害記録時間を達成した事業場※に対して、その無災害時間に対応する第1種～第5種の無災害記録証を授与することとしています。

※無災害記録は、業務上の災害（出張等で一般公衆の用に供せられる交通機関を利用中に発生したものを除く）の発生がなかった期間の実労働時間で表すものとされています。また、無災害記録証授与内規における災害とは、死亡災害、休業災害又はこれらの災害以外の災害であって、労働基準法施行規則別表第2身体障害等級表に掲げる身体障害者を伴うものとされています。



PACRAFT株式会社 岩国工場は、自動計量機・各種包装機および包装関連システム機器・包装プラントの開発、製造、販売を行う製造業の事業場です。

労働災害防止の取組として、安全衛生委員会における労使双方の調査審議、リスクアセスメントの実施等が実施されています。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

山口労働局 岩国労働基準監督署